

予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

予算規則の一部を改正する規則

予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(予算編成方針の通知)</p> <p>第4条 毎年度の予算編成方針は、前年度の10月20日までに部局長、<u>広域振興局及び地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）の長、医療局長並びに企業局長（以下「部局長等」という。）に通知するものとする。</p> <p>(予算要求書等の作成及び提出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>広域振興局等の長</u>は、前条の予算編成方針に基づいて、毎年度前項第1号及び第2号に掲げる書類を作成し、前年度の11月25日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(補正予算等)</p> <p>第8条 予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、部局長及び<u>広域振興局等の長</u>にあつては補正予算要求書（様式第3号）を、医療局長及び企業局長にあつては補正予算の原案を作成し、指定された日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務部長は、補正予算要求書の提出があつたものについて予備費を充てることの決定があつたときは、その旨を部局長、<u>広域振興局等の長</u>及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p><u>盛岡地方振興局</u></p> <p>県南広域振興局</p> <p><u>大船渡地方振興局</u></p> <p><u>釜石地方振興局</u></p> <p><u>宮古地方振興局</u></p> <p><u>久慈地方振興局</u></p> <p><u>二戸地方振興局</u></p>	<p>(予算編成方針の通知)</p> <p>第4条 毎年度の予算編成方針は、前年度の10月20日までに部局長、<u>広域振興局長</u>、医療局長及び企業局長（以下「部局長等」という。）に通知するものとする。</p> <p>(予算要求書等の作成及び提出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>広域振興局長</u>は、前条の予算編成方針に基づいて、毎年度前項第1号及び第2号に掲げる書類を作成し、前年度の11月25日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(補正予算等)</p> <p>第8条 予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、部局長及び<u>広域振興局長</u>にあつては補正予算要求書（様式第3号）を、医療局長及び企業局長にあつては補正予算の原案を作成し、指定された日までに総務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務部長は、補正予算要求書の提出があつたものについて予備費を充てることの決定があつたときは、その旨を部局長、<u>広域振興局長</u>及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p><u>盛岡広域振興局</u></p> <p>県南広域振興局</p> <p><u>沿岸広域振興局</u></p> <p><u>県北広域振興局</u></p> <p><u>岩手県東京事務所</u></p> <p><u>岩手県消防学校</u></p>

岩手県立県民生活センター

[略]

岩手県立杜陵学園

岩手県先端科学技術研究センター

岩手県工業技術集積支援センター

[略]

花巻空港事務所

岩手県東京事務所

岩手県大阪事務所

岩手県北海道事務所

岩手県名古屋事務所

岩手県福岡事務所

岩手県消防学校

盛岡教育事務所

花巻教育事務所

北上教育事務所

奥州教育事務所

一関教育事務所

大船渡教育事務所

釜石教育事務所

宮古教育事務所

久慈教育事務所

二戸教育事務所

岩手県立一関第一高等学校附属中学校

[略]

岩手県立黒沢尻工業高等学校

岩手県立東和高等学校

岩手県立西和賀高等学校

[略]

岩手県立金ヶ崎高等学校

岩手県立胆沢高等学校

岩手県立岩谷堂高等学校

[略]

岩手県立県民生活センター

[略]

岩手県立杜陵学園

岩手県大阪事務所

岩手県北海道事務所

岩手県名古屋事務所

岩手県福岡事務所

岩手県工業技術集積支援センター

岩手県先端科学技術研究センター

[略]

花巻空港事務所

盛岡教育事務所

中部教育事務所

県南教育事務所

沿岸南部教育事務所

宮古教育事務所

県北教育事務所

岩手県立一関第一高等学校附属中学校

[略]

岩手県立黒沢尻工業高等学校

岩手県立西和賀高等学校

[略]

岩手県立金ヶ崎高等学校

岩手県立岩谷堂高等学校

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号、様式第1号の2、様式第2号及び様式第3号中「(広域振興局等)」を「(広域振興局)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。